

別紙 被告標章目録

被告標章	標章写真
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	

別紙 ウェブサイト目録

1. <http://www.z-craft.jp/shopping> (被告・Z-CRAFT)
2. <http://www.rakuten.co.jp/z-craft> (楽天市場・Z-CRAFT)
3. <http://store.yahoo.co.jp/z-craft> (ヤフー・Z-CRAFT)

原告商標権	登録商標	登録番号	商品区分	指定商品	登録年月日
1	CONVERSE	0877930の1	第25類	履物	昭和45年(1970)10月30日
2	 CONVERSE	3256124の1	第25類	被服(但し和服をのぞく)、ガーター、靴下止め、ズボンつり、バンド、ベルト、履物、運動用特殊衣服、運動用特殊靴但し、被服(但し和服をのぞく)、ガーター、靴下止め、ズボンつり、バンド、ベルト、運動用特殊衣服を除く	平成9年(1997)2月24日
3	CONVERSE	3231566の1	第25類	被服、履物、ガーター、靴下止め、ズボンつり、バンド、ベルト、運動用特殊衣服、運動用特殊靴但し、被服、ガーター、靴下止め、ズボンつり、バンド、ベルト、運動用特殊衣服を除く	平成8年(1996)12月25日
4	Converse	4831032	第25類	被服、ガーター、靴下止め、ズボンつり、バンド、ベルト、履物、仮装用衣服、運動用特殊衣服、運動用特殊靴	平成17年(2005)1月7日
5		4914114	第25類	被服、ガーター、靴下止め、ズボンつり、バンド、ベルト、履物、仮装用衣服、運動用特殊衣服、運動用特殊靴	平成17年(2005)12月9日
6		2720697の1	旧第22類	はき物(運動用特殊靴を除く)、かさ、つえ、その本類に属する商品但し、はき物(運動用特殊靴を除く)、かさ、つえ、その他本類に属する商品、但し、はき物を除く。を除く	平成9年(1997)年4月25日
7	ALL★STAR	4816502	第25類	被服、ガーター、靴下止め、ズボンつり、バンド、ベルト、履物、仮装用衣服	平成16年(2004)11月12日
8	ALL STAR	4867562	第25類	被服、ガーター、靴下止め、ズボンつり、バンド、ベルト、履物、仮装用衣服	平成17年(2005)5月27日
9		2541208の1	第25類	履物(「靴合わせくぎ・靴くぎ・靴の引き手・靴びょう・靴保護金具」を除く。)	平成5年(1993)5月31日
10		1988107の1	旧第22類	はき物、かさ、その他本類に属する商品但し、はき物、かさ、その他本類に属する商品、但し、はき物を除く。を除く	昭和62年(1987)9月21日

輸入ルールに関する主張対比表

	被告の主張	原告らの主張
パキスタンルール	被告は、A社より、新コンバース社が製造したコンバースシューズ28万9189足を直接輸入し、また、輸入代行業者2社を介して、コンバースシューズ4万1772足を輸入した。なお、A社の社名について、被告がA社との間でA社の社名を原告らに開示しないとの誓約(乙70)をしているため、開示することができない。 パキスタンルールの商品は、新コンバース社のパキスタンにおけるライセンス契約に基づき、新コンバース社の許諾の下、適法に商標が付され、販売された商品の一部であり、A社がパキスタンの販売代理店(CRESCENT TRADER社)から購入し、それを被告が買い受け、輸入したものである。 (原告らの主張に対する反論) (ウ) 販売代理店がA社に販売した商品の総数量は、ライセンスが販売代理店に販売した商品の総数量より少なく、逆転現象は発生していない。また、仮に逆転現象が発生することがあっても、販売代理店及びA社は、新コンバース社の注文を受けて廉価で大量にコンバースシューズを購入した上で在庫品を販売するというビジネスモデルを展開しているため、何ら不自然なことではない。 (イ) 販売代理店と仲買人との間に緊密な信頼関係がある場合、販売代理店がインボイスのサインを省略することはままあるから、インボイスにサインがなくても、インボイスの証明力に影響を与えないことはある。また、販売代理店と仲買人との間に他に債権債務関係があるなどの事情により、個別の取引において販売代理店が利益を出さずに仲買人に商品を出ない取引がなされることもあり、個別の取引の存在を否定することはできない。 (ウ) 乙60の1の5頁は、新コンバース社がパキスタンのライセンス一に対して電子メールで送付して送付した仮請求書であるため、日付とサインが省略されたものであり、これにより同書証の証明力が損なわれることはない。また、ライセンス料率は、個々の取引当事者間の特殊事情によって相場より高いことも低いこともあり得るから、相場の2.5倍ないし6倍という高いライセンス料率が設定されていることはできない。ロイヤリティの仮請求書(乙60の1の7頁)の数値とライセンス契約書のロイヤリティ算定条件(乙75の1頁)の数値とが一致していることからみても、乙60の1記載の取引の	乙60の1ないし17
	(ウ) A社の社名が開示されていないため、パキスタンの販売代理店から商品を購入した業者と被告に商品が販売した業者とが同一の業者であると認めることができない。 (イ) 一部の取引を除き、各取引の数量が一致しておらず、被告の輸入した商品が新コンバース社の商品であると認められない。 すなわち、パキスタンの販売代理店が、ライセンスから購入した商品の一部をA社に販売し、残りを次の取引時に販売するという取引を行ったとしても、ライセンスが販売した商品の総数量より販売代理店が販売した商品の総数量が多いため、ライセンス料の基礎となる商品の数量が、ライセンスの販売する商品の数量と一致していないものもある。 (ウ) インボイスの記載事項について不明瞭な点がある。パキスタンの販売代理店からA社に発行されたインボイスには、サインがない。また、インボイスには、ライセンスから販売代理店に1足10米ドルで販売され、販売代理店からA社に対して1足10米ドルで販売されていることが記載されており、これでは販売代理店に全く利益がないことになり、不自然である。 (エ) ライセンス料の請求書について不明瞭な点がある。日付やサインがない。また、ライセンス料率が、通常は8パーセントから10パーセントが相場であるにもかかわらず、25パーセントから50パーセントとされており、相場の2.5倍ないし6倍という高額なライセンス料率が設定されている。 (ウ) 買付代理人であるTWIN DRAGONS GLOBAL LIMITED社(TD社)に支払う手数料を、ライセンスではなく工場が支払	原告らの主張

存在に疑念を差し挟む余地はない。

(三) 乙60の1の2頁は、生産工場がライセンシーに交付した請求書であり、同請求書において、請求金額には4パーセントの買付手数料が含まれている旨の記載がされている。そして、買付代理人への手数料の清算方法は、ライセンシーが生産工場に対し上記請求金額を支払い、その後、買付代理人であるTID社が生産工場から買付手数料相当額を受領して清算するというものであるから、買付代理人への手数料を生産工場が支払っていることは何ら不自然なことではない。

(四) 原告らは、新コンバース社から発行されたライセンス料の請求書がないため、乙60の16に記載された商品が、新コンバース社が適法に商標を付した商品であると認めることができないと主張する。しかし、乙77は、新コンバース社がライセンシーに対して交付したインボイスであり、その内容は、TID社が交付した買付手数料請求書(乙60の16の4頁)の内容と符合するから、ライセンシーがライセンス契約に基づき新コンバース社にライセンス料を支払っていることは明らかである。

(五) 原告らは、新コンバース社から発行されたライセンス料の請求書がないこと、ライセンシーの発行したインボイス(乙60の17の9頁ないし11頁)の日付が、販売代理店の発行したインボイスの日付よりも先の日付となっていることから、乙60の17に記載された商品についても、新コンバース社が適法に商標を付した商品であると認めることができないと主張する。

しかし、乙78は、新コンバース社がライセンシーに送付した電子メールであり、これによれば、新コンバース社が、「2005年春用のインターナショナルモデルの価格表に記載されている商品単価には、買付手数料とロイヤリティ(ライセンス料)が含まれていること、同金額を指定生産工場に支払う」旨説明し、指示していること、新コンバース社のライセンス料請求書がなくとも、当該取引が新コンバース社の許諾の下で行われたことは明らかである。また、インボイスの日付についても、販売代理店が資金繰りに窮している場合、ライセンシーが販売代理店にインボイスを発行する前に、販売代理店がA社等の仲買人に対しインボイスを発行して販売代金を先に受領することはままあることであり、ライセンシーの発行したインボイスの日付が、販売代理店の発行したインボイスの日付よりも先の日付となっても、何ら不自然な取引ではない。

うこととされており、買付代理契約が締結されておいて買付代理手数料が支払われている点で、不自然である。

(六) 乙60の16について、新コンバース社から発行されたライセンス料の請求書がないため、同証拠に記載された商品が、新コンバース社が適法に商標を付した商品であると認めることができない。また、商品がライセンシーから販売代理店に販売されたはずであるのに、ライセンシーの発行したインボイスの日付が、販売代理店の発行したインボイスの日付よりも先の日付となっている。

(七) 乙60の17についても、新コンバース社から発行されたライセンス料の請求書がないため、同証拠に記載された商品が、新コンバース社が適法に商標を付した商品であると認めることができな

被告は、A社より、新コンバース社が製造し、ミヤンマーの輸入販売業者（MIKHA INVESTMENT社）に販売したコンバースシューズの一部である34万0179足を輸入し、また、輸入代行業者2社を紹介して、コンバースシューズ11万6791足を輸入した。新コンバース社と上記輸入販売業者との間には、ライセンス契約又は代理店契約が存在しない。新コンバース社とその子会社のTD社は、上記輸入販売業者との間で、個々の取引ごとに、ロイヤリティを含む販売価格、数量、納期、商品の購入先及び支払先等の取引条件を合意している。

(原告らの主張に対する反論)

(イ) 原告らは、乙61の1ないし6については、いずれも新コンバース社に関する証拠が提出されておらず、発注されたコンバースシューズが新コンバース社によって適法に商標が付された商品であるか否かが不明であると主張する。

しかし、新コンバース社が、ミヤンマーの輸入販売業者に対し、生産工場が同輸入販売業者に対して商品代金を直接請求する旨説明していること（乙79）、新コンバース社の子会社であるTD社が、生産工場に対して買付手数料の請求書を交付していること（乙61の1ないし6）からすれば、発注されたコンバースシューズが新コンバース社によって適法に商標が付された商品であることは明らかである。新コンバース社は、実質的には取引全体を掌握しているものの、米国のミヤンマーに対して経済制裁措置を講じているため、ミヤンマー国籍の輸入販売業者と直接取引することを避け、ライセンス料の請求書をミヤンマーの輸入販売業者に交付していないのである。

(イ) 原告らは、被告の輸入した商品が、新コンバース社の承認を得ずに直接日本向けに出荷された横流し品であると主張する。

しかし、乙80は、新コンバース社の香港法人である「Converse Asia Pacific」とA社とが相互に交信した電子メールであるところ、その内容によれば、新コンバース社が、ミヤンマーの輸入販売業者を通じてA社に販売するコンバースシューズにつき、これらの商品がミヤンマーに届かず、被告に向けて直接輸入されることを承知していたことは明らかである。なお、「緬ランド」は日本を意味し、「トヨタシティ」は被告を意味する暗号である。新コンバース社とA社は、原告伊藤忠との間で交わした市場分割の密約に違反している上記の事実が原告伊藤忠に発覚することを恐れ、上記の暗号を使用したものである。

(ウ) A社がミヤンマーレポートで購入した商品の総数量は、被告がA社から輸入した商品の総数量よりも少なく、逆転現象は発生していない。また、A社に販売される商品の取引ルートにはパキスタンル

(ア) 新コンバース社との間でライセンス契約又は代理店契約等を締結していないミヤンマーの輸入販売業者が、新コンバース社に商品の発注をしており、不自然である。

ミヤンマーの輸入販売業者が新コンバース社にコンバースシューズを発注したとして提出された乙61の1ないし乙61の6については、いずれも新コンバース社に関する証拠が提出されていないため、発注されたコンバースシューズが新コンバース社によって適法に商標が付された商品であるかが不明である。

(イ) 被告は、ミヤンマーの輸入販売業者がコンバースシューズの発注をしたと主張する。しかし、コンバースシューズがミヤンマーに到達していることを示す証拠は、乙61の1（6頁）のみであり、他の証拠には、商品がすべてシンガポール向けのものであることが記載されている（乙61の2、5頁等）。ミヤンマーレポートでは、平成17年から2年間で45万6970足もの大量の商品が購入されており、これらがミヤンマーで販売される予定であったコンバースシューズであるかは極めて疑問である。ミヤンマーは、人口が5400万人、平成18年度のIMF推計ではGDPが130億ドル、平成17年度のIMF推計では一人当たりのGDPが230ドルである。仮に、ミヤンマーレポートの商品がすべてミヤンマーで販売される予定で発注されたとすれば、新コンバース社のシューズを2年間で118人に1人が購入すると計算で発注がされたことになる。このような発注は、現実的なものということができない。

例えば、乙61の4記載の取引では、商品が、平成18年2月3日、香港において、シンガポールに向けて「WAN HAI 235/S066」という船に船積みされ（乙61の4、20頁）、シンガポールには、平成18年2月7日に到着しているが（乙61の4、18頁）、商品はミヤンマーには向かわず、4日後の同月11日には、同じ船でシンガポールから名古屋に向けて送られてくる（乙61の4、29頁）。これによれば、上記商品は、形式的にはミヤンマーの輸入販売業者

トとミヤンマー・ルートのとがあるため、両ルートの商品を混載して輸入することもあり、そのため、仮に逆転現象が発生することがあっても、何ら不自然なことではない。

(㊦) 原告らは、生産工場から発行されたプロフォーマ・インボイスの靴の単価とTD社の手数料請求書の単価とが異なっており、インボイスには不明瞭な点があると主張する。

しかし、ミヤンマーの輸入販売業者は、乙61の1の2頁の仮請求書が生産工場によって発行された後、新コンバース社と値下げ交渉をし、その結果、買付手数料が5パーセントから4パーセントに減額されている。これにより、生産工場は、当初の請求金額から1パーセント分を減額した正規のインボイス(乙81)を発行し、ミヤンマーの輸入販売業者は、商品の代金を生産工場のフアイナナ業務を担当する「Informatic Trading」社に支払ったものであり(乙82)、インボイスに何ら不明瞭な点はない。

(㊧) 原告らは、買付代理人であるTD社に支払う手数料を、ライセンシーではなく生産工場が支払うこととされており(乙61の1の4頁)、不自然であると主張する。

しかし、乙61の1の4頁は、TD社が生産工場に交付した請求書であり、生産工場がミヤンマーの輸入販売業者から買付手数料を含めた販売代金を受領していること(乙82)を前提とする請求書である。このような取引モデルを前提とすれば、ライセンシーではなく生産工場が買付手数料を支払ったとしても、何ら不自然ではない。

(㊨) 原告らは、シンガポールの並行輸入業者が新コンバース社にコンバースシューズを発売しており(乙61の7ないし17)、不自然であると主張する。

しかし、新コンバース社が、A社との電子メール(乙83)で、A社に対し「シューズを売ることが自分達の本業である」との本音を明らかにしていることからすれば、ライセンシーでも販売代理店でもないA社にコンバースシューズを販売していることは明らかである。

(㊩) 乙61の15及び16に記載されたコンバースシューズがベトナムで製造されたものであるのに、A社のインボイスにはベトナム製の商品がないと主張する。

しかし、乙61の15及び16の各1頁には、生産工場の所在地がベトナムである旨記載されているが、これは、中国の誤りである。生産工場の所在地が中国であることは、乙61の15及び16の各2頁において、コンバースシューズの原産地が中国と記載されていることから明らかである。

が発注したことになったっているものの、実際には当初からミヤンマーに輸入されることとが予定されており、日本に直接輸入されることとが予定されていたことになる。新コンバース社がこのような取引を認めることは考え難いため、被告が提出した証拠はその信憑性が極めて疑わしく、仮に、これらの証拠が真正なものであったとしても、被告が輸入する商品は、新コンバース社の承認を得ずに直接日本向けに出荷された横流し品であるという疑義が生じる。

(㊪) 被告の供給元であるA社について正式名称が記載されており、A社に販売した商品が被告に販売されたのかを確認することができない。

(㊫) ミヤンマーの輸入販売業者が買い受けて販売した商品数より、A社が販売した商品数が増えているものがある。

(㊬) インボイスについては、パキスタン・ルートと同様に、不明瞭な点が多い。例えば、工場から発行されたプロフォーマ・インボイス(見積書)の靴の単価とTD社の手数料請求書の単価とが相違している。

(㊭) パキスタン・ルートと同様に、買付代理人であるTD社に支払う手数料が、ライセンシーではなく工場が支払うこととされており、買付代理契約が締結されていない当事者間で買付代理手数料が支払われている点で、不自然である。

(㊮) 乙61の7ないし17には、被告の供給元であるシンガポールの並行輸入業者が新コンバース社にコンバースシューズを発売したことが記載されており、なぜ、並行輸入業者が新コンバース社に発注することができているのか、その根拠が不明である。A社の正式名称が開示されていないため、新コンバース社からA社にインボイスが発行されているという証拠だけで、A社から被告が買い受けた商品が新コンバース社の商品と断言することはできない。

(㊯) 乙61の15及び16に記載されたコンバースシューズは、ベトナムで製造されたものであるが、A社のインボイスにはベトナム製の商品がない。

シン ガ ポ ル ト	被告は、I社より、新コンバース社が製造したコンバースシューズ3万0336足を輸入し、また、J社より、コンバースシューズ3万8700足を輸入した。なお、I社及びJ社の社名は、開示することができない。 また、供給元の供給が得られないため、被告は、シンガポール・香港ルートを立証するインボイス等の証拠を提出することができない。	乙62 の1ないし4	その他のアジアルートについては、新コンバース社とサウジアラビアのライセンスとの取引、及びサウジアラビアのライセンスとK社との取引を示す資料が一切なく(乙62の1ないし3)、また、スロベニアのライセンスについても、新コンバース社との取引を示す資料がない(乙62の4)から、被告の輸入した商品が新コンバース社の商品であると断定することができない。
米 国 ル ー ト1	被告は、B社より、新コンバース社が製造したコンバースシューズ3万2393足を輸入した。なお、B社の社名は、開示することができない。 米国ルート1の商品は、販売代理店E社、F社及びG社が新コンバース社より購入したコンバースシューズを、B社が購入したものである。なお、米国カリフォルニア州では、同一事業者が数種の取引を行う場合、各取引ごとに異なる名称を使用することが認められており、販売代理店E社、F社及びG社は、いずれも同一の会社である。E社、F社及びG社の社名は、いずれも開示することができない。 (原告らの主張に対する反論) (イ) 原告らは、E社、F社及びG社が新コンバース社から購入した商品の数量がE社らがB社に販売した商品の数量より少ないなど主張する。 しかし、E社ら及びB社は、いずれも在庫を大量に保有しており、販売数量が一致しなくても、何ら不自然ではない。 (ロ) 原告らは、B社が被告に発行したインボイスと税関書類に添付されているインボイスが異なっている(①乙63の9の24頁、32頁及び40頁、②乙63の9の28頁、36頁及び44頁)と主張する。 しかし、上記①のインボイスは、被告が支払手段であるL/C(信用状)を開設するために、B社が被告に対し交付した暫定的なインボイスであるのに対し、上記②のインボイスは、被告が新たに開設したL/C番号を記載した上で、実際の船積書類としてB社が被告に対し交付したインボイスであり、両者は異なるものであるから、異なる部分があっても何ら不自然ではない。 (ハ) 原告らは、被告の輸入した商品は、新コンバース社の承認を得ずに直接日本向けに出荷された横流し品であると主張する。 しかし、新コンバース社とシンガポールのA社との間で交信された電子メール(乙83)によれば、新コンバース社において、29万足もの大量のコンバースシューズが米国の業者により米国に輸入され、それとなく中国から日本に輸出される事実を承諾していたこと	乙63 の1ないし18	(ア) 新コンバース社と取引を行っているE社、F社及びG社について、いずれも正式名称が不明であり、同一会社であるとの確認をすることができない。 (イ) 仮に、E社、F社及びG社が同一会社であると仮定しても、E社らが新コンバース社から購入した商品の数量が、E社らがB社らに販売した商品の数量より少ないものや、E社らがB社に販売したという取引がないものがあり、全商品の全ルートを証するに足りる証拠がない。 (ロ) 被告に到達したことを示す税関の書類について、不明瞭なものがある。例えば、B社が被告に出したインボイスと税関書類に添付されているインボイスが異なっている(乙63の9の24頁、32頁及び40頁等)。 (ハ) B社が購入した商品の一部(乙63の4ないし8、乙63の12ないし14)は、米国向けの商品であるにもかかわらず、一度も米国に輸入されることなく、中国から出荷された上で、被告に引き渡されている。新コンバース社がこのような取引を認めることは考え難いため、そもそも被告が提出した証拠は、その信憑性が極めて疑わしく、仮に、これらの証拠が真正なものであったとしても、被告が輸入する商品は、新コンバース社の承認を得ずに直接日本向けに出荷された横流し品であるという疑義が生じる。

米国ルート2	は明らかであるから、原告らの主張は失当である。 被告は、CIMA社より、コンバースシューズ1万5026足を輸入した。 米国ルート2の商品は、被告の子会社であるCIMA社が、仲買人を介して新コンバース社の販売代理店及び小売店よりコンバースシューズを購入し、自社で真正品の確認及び商品検査（数量及び品質）を行った上で、被告に販売したものである。 (原告らの主張に対する反論) (イ) 販売数量の差異は、わずか1足である。これは、H社が小売店から購入した商品を点検した際、インボイス上の数量より納入した商品の数が1足足りなかったため、その実数に基づいて、CIMA社に対してインボイスを発行したものである。このようなことは取引慣行においてままあることであり、販売数量の差異が1足のみであっても、何ら不自然ではない。 (ロ) 乙64の1の2頁のインボイスに「shop」との記載があり、新コンバース社から小売店に販売されたことは明らかである。 (ハ) 原告らは、CIMA社が被告に発行したインボイスの日付が、H社がCIMA社に発行したインボイスの日付よりも早く（乙64の2の4頁及び6頁）、取引経過の過程が不明瞭であると主張する。しかし、CIMA社は、米国で商品を調達して被告に向けて輸出することを目的とする被告の子会社であり、米国においてコンバースシューズを購入した場合、商品を受け取る前に決済する必要があるため、輸出代金を先に回収してそれを購入代金に充てる必要がある。インボイスの日付が逆転しているのはそのためであり、何ら不自然ではない。	乙64の1及び2	(ア) CIMA社ルートについて、H社が小売店から購入した商品の数量が、H社がCIMA社に販売した商品の数量より少ないものや、新コンバース社から小売店に販売されたことを確認することができないものがある。 (イ) 販売数量が一致していても、CIMA社から被告に発行されたインボイスの日付が、H社からCIMA社に発行されたインボイスの日付よりも早く（乙64の2の4頁及び6頁）、取引経過の過程も不明瞭である。
米国ルート3	被告は、H社より、新コンバース社が製造したコンバースシューズ5160足を輸入した。なお、H社の社名は、開示することができない。 米国ルート3の商品は、H社が、仲買人を介して新コンバース社の販売代理店及び小売店（B社、C社、D社）よりコンバースシューズを購入し、自社で真正品の確認及び商品検査（数量及び品質）を行った上で、被告に販売したものである。 (原告らの主張に対する反論) 原告らは、新コンバース社からB社、C社及びD社に販売されたとする証拠がなく、また、B社からH社までの取引資料がないと主張する。しかし、米国では、各種取引において異なる社名を使用することが認められており、B社、C社及びD社は同一の会社であるから、B社、C社又はD社のいずれかが新コンバース社から商品を購入している証拠があれば、新コンバース社からの販売が証明されていることになる。	乙65	新コンバース社からB社、C社及びD社に販売されたとする証拠がないものや、被告の供給元であるH社までの取引資料がないものがあり、新コンバース社が適法に商標を付した商品であると断言することができない。

また、B社からH社までの取引は、B社がH社に発行したインボイス(乙65の9頁)によって証明されていることは明らかである。原告らの主張は失当である。	被告は、KNIGHT GROUP社より、コンバースシューズ2万7864足を輸入した。 米国ルート4の商品は、KNIGHT GROUP社が、仲買人を介して新コンバース社の販売代理店及び小売店よりコンバースシューズを購入し、自社で商品検査(数量及び品質)を行った上で、被告に販売したものである。 なお、KNIGHT GROUP社の協力が得られないため、被告は、米国ルート4を立証する証拠のすべてを提出することができない。しかし、米国ルート4の商品は、新コンバース社が米国で製造された後、米国に輸入され、被告が米国内の仲買人から購入したものであるから、新コンバース社が適法に商標を付した商品であるとの推定が働く。	乙66	新コンバース社から販売代理店又は小売店に販売されたことを示す証拠がなく、新コンバース社の商品と断定することができない。
米国ルート4	被告は、URI CORPORATION社より、コンバースシューズ2万0145足を輸入した。 米国ルート5の商品は、URI CORPORATION社が、仲買人を介して新コンバース社の販売代理店及び小売店よりコンバースシューズを購入し、自社で商品検査(数量及び品質)を行った上で、被告に販売したものである。 なお、URI CORPORATION社は、実質的に廃業又は休業状態にあり、担当者との連絡がとれず、適法性の立証に関する書証を入手することができない(乙69)。しかし、URI CORPORATION社は、並行輸入品や違法商品の輸入が全面的に禁止されている米国内でコンバースシューズを調達し、米国から輸出していることから、被告が同社から購入したコンバースシューズが、新コンバース社が適法に商標を付し、米国内で販売した真正品であることが強く推認される。	乙67	新コンバース社から販売代理店又は小売店に販売されたことを示す証拠がなく、新コンバース社の商品と断定することができない。
米国ルート5			

米 国 ル ー ト 6	被告は、ALTRA US社より、コンバースシューズ2万9721足を輸入した。米国内で販売した。ALTRA US社は、ALTRA US社が、仲買人を介して新コンバース社の販売代理店及び小売店よりコンバースシューズを購入し、自社で商品検査（数量及び品質）を行った上で、被告に販売したものである。 なお、ALTRA US社は、実質的に廃業又は休眠状態にあり、担当者との連絡がとれず、適法性の立証に関する書証を入手することができない（乙69）。しかし、ALTRA US社は、並行輸入品や違法商品の輸入が全面的に禁止されている米国内でコンバースシューズを調達し、米国西海岸から輸出していることから、被告が同社から購入したコンバースシューズが、新コンバース社が適法に商標を付し、米国内で販売した真正品であることが強く推認される。	乙68	新コンバース社から販売代理店又は小売店に販売されたことを示す証拠がなく、新コンバース社の商品と断定することができない。
-------------	--	-----	---